

平成30年度  
供給事業

新築または増改築をお考えの方へ

みやこ柚木



そまぎ  
京都市内産木材「みやこ柚木」利用希望者募集のご案内

平成29年度の使用事例



Case.1  
住宅

床 / 加工板 桧  
カウンター腰板 / 洛北 北山杉



格子 / 間柱 杉  
扉・壁板 / 加工板 杉

Case.2  
住宅



Case.3  
保育園

壁材 / 洛北 北山杉



床・壁 / 加工板 杉

Case.4  
飲食店

京都市域産材供給協会では、住宅・店舗等の新築・増改築に北山丸太製品など京都市内で育った木材（みやこ柚木）を使用される方を募集します。

★注文される木材総額の9割を助成します。

（助成の上限16万円。木材総額の1割または助成の上限額を超える木材代を負担いただきます。）



募集件数

約30件（店舗は7件程度）先着順にて受付致します。  
※応募状況により、件数は増える事があります。

募集期間

平成30年4月27日（金）～平成31年1月18日（金）まで  
※京都市域産材供給協会事務局 必着

応募資格

住宅は、京都市内で自らが所有し、現在居住している住宅又は年度内に京都市内へ居住予定のものに限ります。  
店舗などは、市内に住所を所有する店舗（賃貸を含む）のうち既に使用されているもの又は年度内に使用を開始するものとします。

主な供給条件

- ①使用する木材のうち、その一部には北山丸太又はその加工製品を含むこと。
- ②供給された「みやこ柚木」の使用報告書を平成31年2月15日までに協会事務局必着にて提出すること。
- ③供給された「みやこ柚木」は全て使用し、耐用年数が経過したと判断されるまでは利用するなど、本事業の趣旨に沿って供給された部材を維持・管理すること。
- ④「みやこ柚木」の普及啓発の為の事例として、パンフレット又はホームページ等に使用状況写真を掲載する事を承諾いただけること。
- ⑤協会が行う使用状況に係る現地検査について協力していただけること。

※裏面に続きます

# 申請から完了までの流れ

フロー図

申請書類の提出  
※1

書類審査

通知

木材の納品

施工

中間検査  
※2

報告書の提出  
※1

現地検査

- ※1 申請者による手続きが必要な箇所です。
- ※2 構造材や下地材等、施工後隠れてしまう部分については中間検査があります。

## Case.5

住宅



ルーバー / タルキ 北山杉

### 供給可能な木材

- ① 供給する「みやこ杉木」の規格は、柱材、板材、北山丸太等平成30年度供給事業製品参考一覧に掲載されているもののほか、協会に登録している生産事業者が取扱い可能な規格の製品です。
- ② 注文される木材総額の9割を助成します。
- ③ 助成の上限16万円。木材総額の1割または助成の上限額を超える木材代を負担いただきます。



## Case.6

ゲストハウス

腰板 / 洛北 北山杉

### 応募方法

京都市域産材供給協会宛に下記の書類を郵送、もしくは直接ご持参下さい。

- ① 申請書(第1-1号様式)
- ② 申請に係る承諾書(第2-1号様式)
- ③ 注文書(第3号様式)
- ④ 「みやこ杉木」を使用する予定箇所を写した写真(第6号様式)
- ⑤ 建築現場位置図
- ⑥ 違法建築物ではないことを証明する書類の写し(新築に限る)
- ⑦ 平面図(「みやこ杉木」の使用予定箇所に供給部材別に色分けしたもの)

※各書類正本1通、副本2通(写しでも可)を提出して下さい。

※民泊施設の場合には別途必要となる書類がありますので事務局へお問合せ下さい。

※平成30年度「みやこ杉木」供給事業応募要領、書類の各書式はWEBサイトからダウンロードできます。

### 選考方法

先着順に申請内容を厳正に審査後、申請者(施主)へ通知致します。  
なお、申請内容について電話で問い合わせを行うことがあります。

※詳細につきましては、平成30年度「みやこ杉木」供給事業応募要領、WEBサイトをご覧ください。  
※本事業は、京都市の助成事業を活用して実施しています。

## 京都市域産材供給協会 事務局

〒601-0125 京都市北区中川川登74(京都北山丸太生産協同組合内)

TEL:075-406-2671 FAX:075-406-2823

mail: info@miyakosomagi-e.net HP: http://www.miyakosomagi-e.net/